

2 土地利用の区分

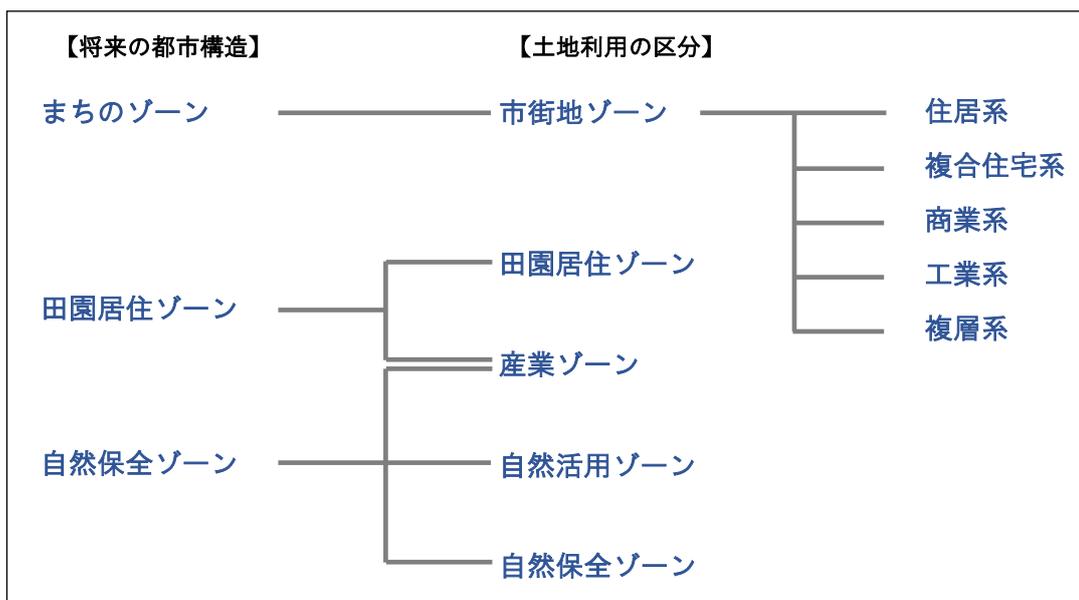
計画的な土地利用を図るため、次のとおり土地利用の区分を設定します。

■ 土地利用の区分

都市計画上の区分	ゾーン	
市街化区域	市街地ゾーン	住居系
		複合住宅系
		商業系
		工業系
		複層系
・市街化調整区域 ・中都市計画区域 ・都市計画区域外	田園居住ゾーン	
	自然活用ゾーン	
	自然保全ゾーン	
	産業ゾーン	

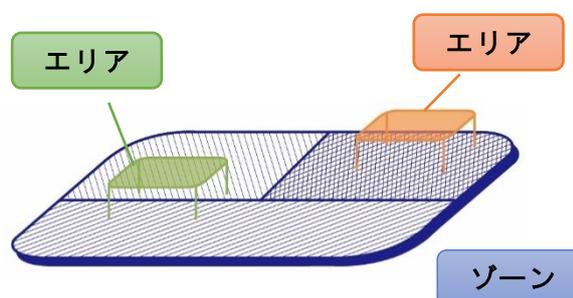
ゾーンは本市の基本となる土地利用を表しており、前章第3節で示す将来の都市構造と土地利用の区分の関係は、次のようになっています。

■ 将来の都市構造と土地利用の区分の関係（ゾーン）



また、今後、計画的かつ戦略的に進める土地利用の方向性を示すものとして、右の図に示すようにゾーンの上に重ねてエリアを設定します。

■ ゾーンとエリアの関係イメージ



■ エリア

エリア
居住誘導エリア
都市機能集積エリア
まちなかみどリエリア
生産エリア
観光・レクリエーションエリア・拠点